

特定カスタマーセンター立地促進助成金

交付内容

1 設置 [新設・増設・市内移転]

基本額:新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**(限度額:なし)

期 間: **3年間**(重点加算地域+ **2年**)

【重点加算地域】

○**都心部** 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

2 雇用加算

基本額:新規雇用の正社員1人につき**60万円**を加算(限度額:なし)

その他の新規雇用者1人につき**10万円**を加算(限度額:**5,000万円**)

※新規雇用者が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用者とは?

[1] 市内に住所を有する [2] 1年以上の継続雇用 [3] 社会保険の被保険者 の3条件に該当する方をいいます。

交付対象

[特定カスタマーセンター(インバウンド)]

電話やインターネット等の通信回線、PBX(Private Branch Exchanger)、CTI(Computer Telephony Integration)等のシステムを用いて、専任のオペレーターが、主に顧客からの問い合わせに対応し各種顧客サービスの提供を集約的に行う事業所

交付要件

投下固定資産相当額**3,000万円以上**(市内中小企業の場合は**1,000万円以上**)

○取得:取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

○賃借:月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡(サービスオフィスの場合、31,000円/㎡)です。

○市内移転の場合は、市内移転に伴って新たに雇用された者の合計人数が20人以上であることとします。

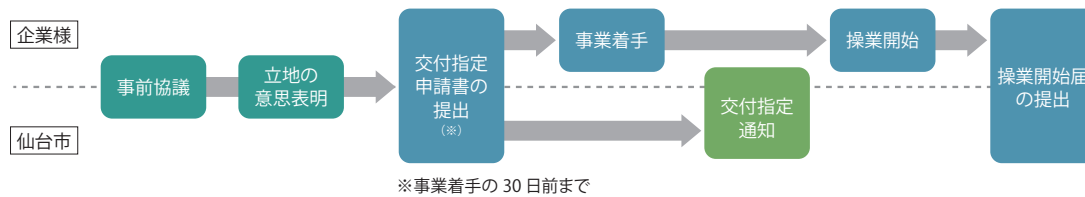
○交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

申請手続き

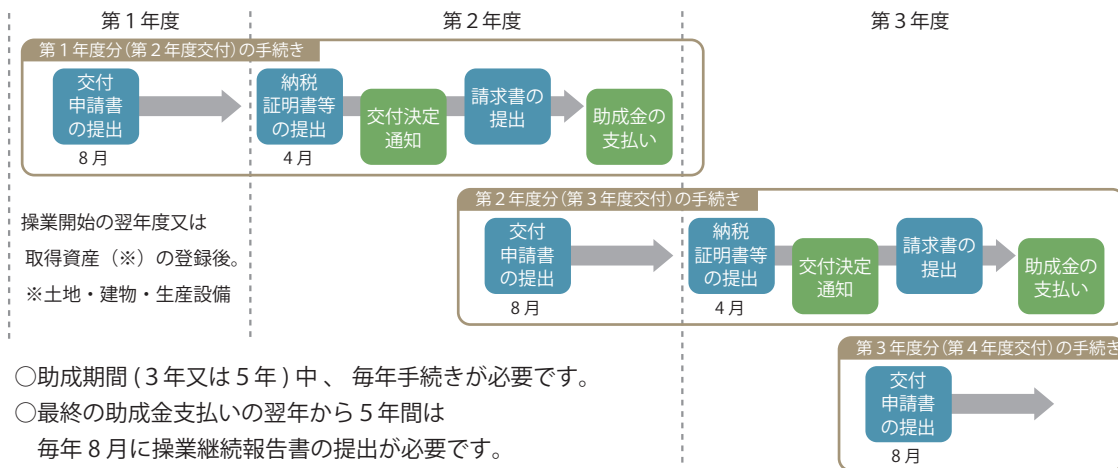
○助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

○助成金の**最終交付年度後の5年間**は、**操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例（基準型）

試算条件	交付要件
入居施設坪単価: 10,000円 <small>※消費税及び共益費を除く</small> 賃借スペース: 50坪 新規雇用: 10人(正社員) 10人(その他の雇用者)	投下固定資産相当額 3,000万円以上 <small>(市内中小企業者は1,000万円以上)</small>
投下固定資産相当額 $10,000円/坪 \times 50坪 \times 70(係数) = 35,000,000円$	
基本助成金額 $35,000,000円 \times 1.7\%(税率) = 590,000円$ (万円未満切捨) $590,000円 \times 3年間 = 1,770,000円$ <small>※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したものの。</small>	
雇用加算 $(正社員) 600,000円 \times 10人 + (その他) 100,000円 \times 10人 = 7,000,000円$ <small>※要件: 市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付</small>	
総額 $1,770,000円 + 7,000,000円 = 8,770,000円$	

助成金額の試算例（大規模型）

試算条件	交付要件
入居施設坪単価: 10,000円 <small>※消費税及び共益費を除く</small> 賃借スペース: 200坪 新規雇用: 40人(正社員) 60人(その他の雇用者)	投下固定資産相当額 3,000万円以上 <small>(市内中小企業者は1,000万円以上)</small>
投下固定資産相当額 $10,000円/坪 \times 200坪 \times 70(係数) = 140,000,000円$	
基本助成金額 $140,000,000円 \times 1.7\%(税率) = 2,380,000円$ (万円未満切捨) $2,380,000円 \times 3年間 = 7,140,000円$ <small>※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したものの。</small>	
雇用加算 $(正社員) 600,000円 \times 40人 + (その他) 100,000円 \times 60人 = 30,000,000円$ <small>※要件: 市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付</small>	
総額 $7,140,000円 + 30,000,000円 = 37,140,000円$	

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

[お問い合わせ]

仙台市経済局企業立地課 Tel:022-214-8276/E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp
 仙台市総務局東京事務所 Tel:03-3262-5765/E-mail:som001310@city.sendai.jp

仙台市企業進出ガイド
<http://www.city.sendai.jp/invest/>

